

入 札 公 告

令和 7 年 3 月 5 日

次のとおり一般競争入札に付します。

分任支出負担行為担当官
神戸植物防疫所長 岡 辰男

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 神戸植物防疫所自動車用燃料油（レギュラーガソリン）単価契約
- (2) 仕 様 等 : 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 : 入札説明書及び仕様書による
- (4) 履行場所 : 入札説明書及び仕様書による

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4・5・6 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、競争参加資格を有している者であること。
- (4) 予決令第 73 条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3. 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 神戸市中央区波止場町 1 番 1 号 神戸第 2 地方合同庁舎 7 階
神戸植物防疫所会計課用度係
TEL 078-331-2385
- (2) 日 時 入札公告日から令和 7 年 3 月 21 日（金）
（ただし、行政機関の休日を除く。午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分）

4. 入札方法

入札書には、仕様書等に記載する業務に関する経費等、この契約の履行に要する一切の諸経費を含めた金額を記載すること。

なお、落札者の決定方式は、最低価格落札方式によることとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者

であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. 開札場所及び開札日時

神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎7階

神戸植物防疫所会議室

令和7年3月24日（月）午後3時00分

6. 入札保証金及び契約保証金

免除

7. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

8. 契約書の作成の要否

要

9. その他

入札書は、開札日時に直接持参もしくは郵送（書留郵便に限る。）することとし、電報、ファックスによる入札は認めない。郵送の場合は開札日の1営業日前必着とする。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/kob.html>）をご覧ください。

ガソリン購入単価契約仕様書

1 件名 ガソリン購入単価契約

2 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 品名及び予定数量 レギュラーガソリン 27,020リットル

4 給油予定車両 別紙1「給油予定車両一覧表」

5 給油条件

- (1) 受注者（以下「乙」という。）又は乙が所属するガソリンメーカーが発行する給油カードの使用により、近畿・四国・中国地方での給油が確保できること。
- (2) 別紙1に示す各官署から概ね半径4km以内に給油所を1カ所以上確保できること。
- (3) 上記の全ての給油所において、同一単価であること。

6 給油カード

(1) 乙は発注者（以下、「甲」という。）に対し給油予定車両の台数分の給油カード（クレジット機能のないものとする。）を落札者として決定された日から2週間以内に別紙1に示す必要枚数を納品すること（なお、納品が遅れる場合は、事前に協議するものとする）。なお、給油予定車両台数が増減しても異議を申し立てないこと。

(2) 給油カードに追加、変更等が生じた場合及び磁気不良等により給油カードの交換が必要となった場合は、依頼日から4週間以内に新たな給油カードを納品すること。

(3) 給油カードの発行に係る手数料等の費用については乙の負担とする。

7 請求方法

請求にあたっては、各給油カードの給油数量、金額等を明示すること。

8 その他

(1) ガソリンの契約単価は、資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査 1. 給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）（以下「資源エネルギー庁調査」という。）における大阪・兵庫・鳥取・岡山・広島・徳島・香川・愛媛・高知のレギュラーガソリンの消費税及び地方消費税を含まない平均価格（小数点以下第2位を切り捨て。以下「週時調査価格」という。）を基準として、契約単価を見直し、変更契約を締結することができる。

(2) 契約単価の見直しについては、毎月第1回目の週時調査価格に基づき、減額する場合は(甲)から、増額する場合は(乙)からの申告により、次の方法により見直しを行うことができることとする。

イ 単価変更の基準

毎月第1回目の週時調査価格と基準月（当初契約月又は直近の単価変更した月とする。）に2円以上の差異が生じた場合は、翌月分の契約単価を変更する。

ロ 単価の算出方法

次の(イ)に(ロ)を加算した金額を変更契約の単価とする。

(イ) その月の第1回目の週時調査価格

(ロ) 以下に示す調整額を加算

R7.3.3 調査、R7.3.5 公表

入札時の1リットルあたり単価 － の週時調査価格 = 調整額

※ 契約単価の算出例（ケース：令和7年5月第1回目の週時調査価格と令和7年6月第1回目の週時調査価格の差が2円以上ある場合）

I 入札時の契約単価 100.0円

II R7.3.3 調査、R7.3.5 公表の週時調査価格 103.5円

III 調整額（I－II） ▲3.5円

IV 令和7年5月の第1回目の週時調査価格 105.0円

V 令和7年6月の第1回目の週時調査価格 107.7円

IIとIVの差額 1.5円 < 2円 単価変更できない

IIとVの差額 4.2円 ≥ 2円 単価変更できる

VI 変更契約単価（V＋III） 107.7＋▲3.5＝104.2円

7月からの適用となる。

9 その他

(1) この仕様書に定めのないことについては、甲乙と協議の上決定する。

(別紙1)

給油予定車両一覧表

番号	官署名	車両番号	給油カード 必要枚数	予定数量(ℓ)
1	神戸植物防疫所	神戸504と7566	1	988
2	神戸植物防疫所	神戸400は6360	1	611
3	神戸植物防疫所	神戸400ひ8302	1	640
4	神戸植物防疫所	神戸400の1027	1	806
5	神戸植物防疫所	神戸400ね7804	1	650
6	神戸植物防疫所	神戸400ぬ8593	1	260
7	神戸植物防疫所	神戸400ま8061	1	780
8	神戸植物防疫所	神戸400ほ1124	1	1,032
9	神戸植物防疫所	神戸400ひ16	1	789
10	神戸植物防疫所	神戸503ら7051	1	979
11	神戸植物防疫所	レンタカー	2	59
12	大阪支所	なにわ400ま9441	1	1,408
13	大阪支所	なにわ400む6002	1	925
14	大阪支所	なにわ400ひ6919	1	831
15	大阪支所	なにわ400め995	1	902
16	大阪支所	なにわ480て2554	1	322
17	大阪支所	なにわ400み933	1	913
18	大阪支所	なにわ400ほ1464	1	850
19	大阪支所	レンタカー	3	64
20	広島支所	広島400ね421	1	766
21	広島支所	広島400の2536	1	1,524
22	広島支所	広島400ね9324	1	737
23	広島支所	レンタカー	1	27
24	境港出張所	鳥取400せ6463	1	663
25	境港出張所	鳥取480き644	1	367
26	境港出張所	レンタカー	1	20
27	水島出張所	倉敷400さ8991	1	443
28	水島出張所	倉敷400す595	1	1,318
29	水島出張所	倉敷400す596	1	1,451
30	尾道出張所	福山400た1201	1	541
31	坂出支所	香川400た7351	1	1,320
32	坂出支所	香川400ち3837	1	1,073
33	坂出支所	レンタカー	1	26
34	小松島出張所	徳島400そ6431	1	779
35	小松島出張所	レンタカー	1	0
36	松山出張所	愛媛400つ7809	1	1,031
37	松山出張所	愛媛400つ2068	1	352
38	高知出張所	高知400せ2095	1	774
39	高知出張所	レンタカー	1	0
		合計	42	27,020

別紙2

各官署住所一覧表

神戸植物防疫所	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎内	078-331-2385
大阪支所	〒552-0021 大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎内	06-6571-0801
広島支所	〒734-0011 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎内	082-251-5881
境港出張所	〒684-0034 鳥取県境港市昭和町9-1 境港港湾合同庁舎内	0859-42-2513
水島出張所	〒712-8056 岡山県倉敷市水島福崎町2-15 水島港湾合同庁舎内	086-444-6001
尾道出張所	〒722-0002 広島県尾道市古浜町27-13 尾道地方合同庁舎内	0848-22-6642
坂出支所	〒762-0002 香川県坂出市入船町1-6-10 坂出港湾合同庁舎内	0877-46-4108
小松島出張所	〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字外開1-11 小松島みなと合同庁舎内	0885-32-1227
松山出張所	〒791-8058 愛媛県松山市海岸通2426-5 松山港湾合同庁舎内	089-951-2418
高知出張所	〒780-8010 高知県高知市棧橋通5-4-55 高知港湾合同庁舎内	088-832-3690